

第15回農業委員会総会議事録

1. 開催日及び場所

- (1) 開催期日 令和7年2月21日(金)
- (2) 開会時刻 9時00分
- (3) 閉会時刻 10時30分
- (4) 開催場所 津和野町役場本庁舎 第5・第6会議室

2. 出席状況

(1) 出席委員

○農業委員

- | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 1 番委員 | 吉田 茂 | 2 番委員 | 森元 健一 | 3 番委員 | 永田 京子 |
| 5 番委員 | 有田 和将 | 6 番委員 | 岩本 学 | 7 番委員 | 齋藤 泰彦 |
| 8 番委員 | 前田 生敏 | 9 番委員 | 青木 暢大 | 10 番委員 | 田中 聖司 |
| 11 番委員 | 林 靖登 | | | | |

○農地利用最適化推進委員

- | | | | | | |
|---------|-------|---------|--------|----------|-------|
| 1-1 番委員 | 村上 厳雄 | 1-2 番委員 | 藤井 隆一 | 1-3 番委員 | 石橋 康邦 |
| 1-4 番委員 | 橘 明子 | 1-5 番委員 | 御手洗 剛 | 1-6 番委員 | 橋本 六雄 |
| 1-7 番委員 | 木村 大輔 | 1-9 番委員 | 齋藤 ミサ子 | 1-10 番委員 | 山田 喜治 |

(2) 欠席委員

- | | | | |
|-------|-------|---------|-------|
| 4 番委員 | 三家本雅夫 | 1-8 番委員 | 増成 孔也 |
|-------|-------|---------|-------|

(3) 遅刻委員

(4) その他出席者

(議事に参与した者の職氏名)

- | | |
|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 山下 泰三 |
| 農業委員会事務局 | 村上 宏志 |

3. 提出議案内容

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について
申請番号 6-478 号、6-482 号
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について
申請番号 6-481 号
- 議案第3号 非農地証明願の承認について
申請番号 6-483 号
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について(諮問)
- 議案第5号 農地流動化奨励金交付申請について(諮問)
- 議案第6号 津和野町地域計画の策定について(諮問)

4. 議事進行及び顚末

事務局長	只今から第15回津和野町農業委員会総会を開催させていただきます。皆さんお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。最近の話題といたしまして政府の備蓄米の放出がございまして。流通しているはずのお米が流通していないその数21万トン、備蓄米は5年間分のお米を、もしもの時のために備蓄していることですが、今米価が、スーパーで5kg買うのに4千円位するという事で、中々消費者の方にお米が行き渡らないとニュース等で報道されているところです。これも、流通業者が出し渋りをしているの政府が放出して価格の安定化を図れるのではないかとという予測で行うわけですが、果たして本当に価格の安定化につながるのか、我々生産者にとって、6年産は買い取り価格が上昇しましたが、経費は相変わらず上昇していることもあり、世界情勢も不安定といった要素がありますので、今後食料の自給率の問題も含めて心配しているところです。ただ、お米の重要性がこうして論じられて。関心を持ってもらえることはよいことだと感じております。それでは、会長の挨拶をお願いします。
会長	改めましてみなさんおはようございます。2月は農業法人にとっては決算をまとめる時期で、各法人で総会が開催されていることと思います。今週末にも何法人かで総会が予定されているようです。今年は雪が多かったので冬の間の作業があまりできていない状況ではありますが、春先の水の心配はあまりしなくてもいいのではないかなと思うくらい降っていますので、今年も昨年並みの生産ができるのではないのでしょうか。今、課長も言ったとおり米価は上昇していますが、これが来年も価格が上がるのか、戻っていくのか、不安要素は多々ありますけどなんとか農業、農地を維持していきたいと思っています。この後の議題でも出てきますが津和野町でも地域計画が一通りできました。10年後のことははっきりとは分かりませんが、現状の把握はできましたので、農地を守っていききたいと我々も思っております。以上です。
事務局長	本日は、三家本農業委員さんから欠席の連絡をいただいています。また、推進委員の増成委員さんからも欠席の連絡をいただいています。よって、11名中10名の農業委員さんが参加されており委員数の過半数を超えていますので、本総会が成立していますことを宣言いたします。それではこれ以降は会長の議事進行をお願いします。
会長	議事録署名者を指名します。9番青木委員さん、10番田中委員さんお願いします。
	議案第1号 農地法第3条第の規定による許可申請の承認について
会長	議案第1号「農地法第3条第の規定による許可申請の承認について」申請

事務局	番号 6-478 号を議題とします。事務局の説明をお願いします。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条第の規定による許可申請の承認について」申請番 6-478 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長 青木農業委員	現地確認の報告を担当地区委員の青木農業委員さんお願いします。 2 月 8 日、譲受人である●●さん立ち会いのもと現地を確認したところ、説明にありましたとおり、●●さんもこちらの農地を 10 年位耕作しておられ何ら問題はございません。水利についても問題はございませんので、良しと判断しております。以上です。
会長	それでは、申請番号 6-478 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 6-478 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 1 号「農地法第 3 条第の規定による許可申請の承認について」申請番号 6-478 号は原案通り承認されました。
会長	続いて、議案第 1 号「農地法第 3 条第の規定による許可申請の承認について」申請番号 6-482 号を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条第の規定による許可申請の承認について」申請番 6-482 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長 村上推進委員	現地確認の報告を担当地区委員の村上推進委員さんお願いします。 それでは、農地法第 3 条の申請について説明をいたします。この申請地については、JR を退職された●●さんが、専業農家ではありませんが家庭菜園的な農業を営んでおられます。将来的に●●さんが柚を植えたいというお話もあり、所有されている農地の隣接地ということもあり、これを譲渡する内容でございます。この地域においては、麓耕のツツジもあり、お茶の新緑の時期には観光客も来られて写真を撮られたりする所でございます。津和野町においてはこちらの●●さん、●●さん、●●さんのお茶園がある地区で、専業で頑張っておられる方ですので、●●さんが譲渡する案件でございました。2 月 13 日午前 8 時 30 分より該当者にお集まりいただき現地を確認しました。将来的には柚も植えてみたいお話もあり、事務局も言われたように農道も含めて、今後の農作業の改善についても考えてみたいと言われておられました。現地を確認し承認と判断をいたしました。以上です。
会長	それでは、申請番号 6-482 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 6-482 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 6-482 号は原案通り承認されました。
	議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について
会長	議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 6-481 号を議題とします。こちらの議案は農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、申請者の●●委員さんは議事に参加することができませんので一時退室をお願いします。 ・・・●●委員退室・・・
会長	事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番 6-481 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告ですが、担当委員の●●委員さんは申請者となっていますので、永田農業委員さんに現地を確認してもらいましたのでお願いします。
永田農業委員	農地転用について報告します。2 月 15 日の土曜日、12 時から現地確認をしました。場所は中座で、中学校をずっと上がったところの門林、山口線が通っているととても見晴らしの良い場所です。SL が通るととても良い風景だろうと思います。2-5 ページにある写真の中にある煉瓦色の建物前の道に面した土地です。今後は、先程説明にありましたように駐車場、倉庫として利用していきたいということです。●●さんのお父さんが乾燥小屋として建てられたが、今は乾燥小屋としては使われていないので倉庫として利用されていた。相続をされてよく調べたところ地目が田で無断転用であったことが判明したので始末書を付けて申請をされています。田としての機能はもちろんありませんし、お父さんが庭師をやられていたこともあり、大きな石も積んでありました。周辺も●●さんの土地ですので影響も無いことを確認しましたことを報告いたします。
会長	ありがとうございました。申請番号 6-481 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
橋本推進委員	私の地元でも畑を車庫などにしている場所もありますが、やはり本人が転用について農業委員会に申請しないといけないことを知らないと思います。ほとんどの町民が分かっていないのではないのでしょうか。

会長	農地パトロールの時に田とか畑にそのようなことがされていれば、地権者の方に声かけをする必要があります。
橋本推進委員	過去のこともやらないといけないでしょうか。
会長	過去のことも判明すれば必要です。今、事務局が説明したように一般的な倉庫とかは転用申請が必要ですが、農業用の施設であれば届け出をして、転用申請までは求めていることもあります。
橋本推進委員	それは町がチェックをしているのですか。
事務局	町というか町の農業委員会がチェックをする必要がありますので、毎年の農地パトロールにおいて確認をして、違反転用を発見したら委員さんからも地権者の方に転用についての声かけをしていく必要があります。農業委員会の業務の一つになります。ただ、農業用の倉庫であれば転用申請ではなく届け出で済むこともありますし、過去に転用申請をしているのに地目変更の登記をしていないことから台帳に残っているケースも考えられますので、判断が難しいこともあります。個別にお話をお聞きして対応する必要があるかと思います。
橋本推進委員	ぱっと見だけでは分からないということですね。
事務局	そうです。ただし、本来は農地であるべき場所ではないかということは常に意識して、特に近年のところで変化があった場合はお声掛けをお願いします。
橋本推進委員	分からないことがあれば事務局に相談をする必要がありますね。
事務局	そうですね、その際にご相談ください。
会長	他に質問ございませんか。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 6-481 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 6-481 号は原案通り承認されました。●●委員さんは入室をお願いします。
議案第 3 号 非農地証明願の承認について	
会長	続きまして、議案第 3 号「非農地証明願の承認について」申請番号 6-483 号の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 3 号「非農地証明願の承認について」申請番号 6-483 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の石橋推進委員さんをお願いします。

石橋推進委員	2月12日の1時40分頃から●●さんの代理人の方と現地を確認しました。現地は昔、お茶を栽培していて、父と一緒に栽培しており、記憶にある限り小学校の頃にはもう栽培をやめていたので30年近く栽培はしていません。現地はもう何が何か分からない、申請地と隣接地の境界も分からない状態で、パイプが一部見えましたが、それが猪の柵用なのかも分からない位、草や木が茂って現況が分からない状況でした。これを復旧するには並大抵の労力と資金では難しいと思われました。周辺への影響ですが、これまでも周辺では問題なく耕作がされており、問題は起きていないので、影響は無いと思います。以上です。
会長	それでは申請番号6-483号について質疑のある方はお願いします。
委員	無し。
会長	それでは質疑を打ち切り、申請番号6-483号の採決を行います。承認されるかたは挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第3号「非農地証明願の承認について」申請番号6-483号は承認されました。
	議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について(諮問)
会長	続きまして議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。
	・・・議案内容朗読・・・
会長	それではしばらく目を通してください。
会長	質疑ないでしょうか。
委員	無し。
会長	「議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について(諮問)」については、承認ということでよろしいか。
委員	はい。
会長	議案第4号は承認といたします。
	議案第5号「農地流動化奨励金交付申請について(諮問)」

会長	続いて、議案第５号「農地流動化奨励金交付申請について」事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは報告第５号「農地流動化奨励金交付申請について」説明いたします。 ・・・内容説明・・・
会長	質問や意見はありませんでしょうか。
会長	無ければ、意見なしとして承認します。
議案第６号「津和野町地域計画の策定について（諮問）」	
会長	続いて、議案第６号「津和野町地域計画の策定について」事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第６号「津和野町地域計画の策定について」説明いたします。 ・・・内容説明・・・
会長	何か質問や意見はありませんか。
会長	私から、属性の協定とあるのは何ですか。
事務局	これは町独自の記載で、中山間などの集落協定のある集落の農業を担う者は協定として、無い地区の農業を担う者は利用者としています。
木村推進委員	町田地区の計画は無いのですか。
事務局	地域計画は基本的に農用地区域と合せて作成していますので、農用地区域外の町田、後田、森村、鷲原、日原は地域計画には含まれていません。
木村推進委員	そういった地区はどうするのですか。
事務局	貸借については、農地法第３条か地域計画外の促進計画を活用して行います。一定規模以上の耕作をしている方などの条件はありますが全く促進計画を利用できないということはありません。
木村推進委員	法人なよしが町田地区の農地を返還したら場合、また誰かに貸そうと思えば３条になるということですか。
事務局	３条か地域計画外でも一定条件を満たした耕作者であれば促進計画も可能です。
会長	３条は下限面積が無くなったけど、促進計画では面積要件が必要になるということですか。
事務局	地域計画外は面積要件がありますが、地域計画内であれば、農業を担う者として位置づけられた方であれば面積に関係なく促進計画が利用できます。また、地域計画に位置づけられていない方は利用できません。ただし、新規就農者などは地域計画を変更することを前提として利用することもできます。その他に、地域計画内の農地については計画を変更して地域計画外にしないと転用ができません。これまでの農用地区域も除外しないと

齋藤農業委員 事務局 齋藤農業委員 事務局 会長 委員 会長 会長	転用できませんでしたが、これからは地域計画内の農地については最初に地域計画を変更して計画外にし、農用地区域を除外して転用となります。 経営作目について、担当地区の方で一部違うところがあります。 修正を依頼しますので後で確認をお願いします。 あと、農事組合法人について（農）と記載されている法人とそうでない法人が見受けられますので統一された方がよろしいかと思ひます。 そのように意見として申し添えたいと思ひます。 そのほかございませんでしょうか。 無し それでは、これまでの意見を添えて承認いたします。 本日提案された議案は以上でございます。
--	--